

決 裁	委員長	職務代理	委 員	委 員	5 杉選第 3 4 6 号 議事録案です。 訂正があれば、指摘をお願いします。 確定した内容は、区公式 HP へ掲載します。

令和 6 年第 1 2 回選挙管理委員会定例会会議録					
開催日時	令和6年4月3日(水)		午前10時00分から 午前10時30分まで		
出席者	委 員	島田委員長、今井委員長職務代理、与島委員、小井委員			
	事務局	石田局長、増田次長、高野選挙法規担当係長、清水主査			
開催場所	選挙管理委員会室	傍聴人	無		
会議の結果 及び 主な発言	議 案 等				結果
	議案 7 号	情報公開請求及び保有個人情報開示等請求に係る審査請求の標準審理期間の設定について			決定
	報告 12 - 1	東京都知事選挙に関する日程について			了承
	その他	教育長の就任について			—
委員長	これから令和 6 年第 12 回の定例会を開催します。				
	＜情報公開請求及び保有個人情報開示等請求に係る審査請求の標準審理期間の設定について＞				
委員長	議案第 7 号について事務局から説明をお願いします。				
局長	<p>本件は情報公開請求及び保有個人情報開示等請求に係る審査請求の標準審理期間の設定するものです。議案第 7 号をご覧ください。根拠法令は行政不服審査法第 16 条で、条文を資料 3 に掲載しています。本条は情報公開を請求した者（以下「請求者」）が請求を受けた行政庁及び関係処分庁（以下「行政庁等」）の決定に不服がある場合、審査請求ができるものです。また、本条に審査請求の裁決までの標準的な期間を定めるよう努めるとの規定があり、区では 3 月末に標準処理期間を定めましたので、本委員会でも同様の標準審理期間を定めるものです。考え方は（1）及び（2）にある通りでトータル 4 か月とします。この考えは国の方針に準拠するもので、「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド」の P304 の網掛け部分に審査請求事案の事務処理の迅速化の項目で、簡易迅速な手続きにより、請求者の権利利益を損なうことが重要で、平成 17 年 8 月 8 日の「情報公開に関する連絡会議申合わせ」に準じて、十分留意する必要があります。また、「情報公開に関する連絡会議申合わせ」では、請求を受けた行政庁等が審査庁となり請求内容について速やかに調査検討等を行い特段の事情がない限り 90 日を超えないよう審査会へ諮問することになっています。なお、区では情報公開・個人情報保護審査会へ諮問することになります。諮問後、審査会からの答申を受けて審査庁は裁決を行うこととなりますが、特段の事情がない限り裁決まで 60 日を超えないようにします。区では（2）</p>				

	にある通り答申後の決裁までの期間を、30日を超えないことにして、先ほど述べました通り標準処理期間を4か月とし、本委員会も同様の期間を定めます。また、標準処理期間を定めている「杉並区情報公開制度の事務手引」が令和6年4月1日から運用開始となりますので本委員会も令和6年4月1日から適用いたします。説明は以上です。
委員長	調査・検討がない事案については速やかな対応が可能で、その他の案件は調査検討が必要で30日が基準ではないということでしょう。
局長	行政不服審査法では再調査の請求があります。この請求があると調査に時間がかかり、諮問までの期間が延びますが、その場合は遅くとも90日に諮問することになります。
委員長	この4か月の期間で対応することになるのですか。想定される事案はありますか。
小井委員	少々時間がかかりすぎた事案があったと思います。
次長	今回の議案は情報公開請求及び保有個人情報等の開示請求に関する審査請求があった場合の標準処理期間を定めるものです。選挙管理委員会に対しての請求はまれにあり、最近では選挙運動の収支報告書の公開請求に対する内容について審査請求がありました。当該収支報告中の印影を偽造防止のため一部白く消して公開しました。この印は銀行印等で使用している可能性がある等の配慮から一部を白く消して公開したところ、請求者から「見せられないものは法律に基づき黒く塗る。白く消す行為は違法」との審査請求が出されました。これが決着するまでに約6年かかりました。
小井委員	このような対応をするようになった背景と他の自治体の動きについて教えてください。また、30日の裁決は可能ですか。
局長	基本は国の動きを受けて定めます。審査請求が出た場合、早めに決裁して請求者である国民に開示していこうというものです。裁決までの期間ですが請求者とのやり取りで審査庁は請求者に対し弁明書を送付し、その内容に反論がある場合は請求者から審査庁に対して反論書が送付されます。30日の裁決ですが審査会の答申が出た後の裁決までの期間なので問題ないと考えます。答申までの90日はかなり厳しいものになると考えます。また、他の自治体の動きですが、23区では千代田区及び中野区で期間を定めたと聞いております。
次長	補足ですが、90日は審査庁の弁明書の作成、審査会への諮問までの事務処理にかかる時間です。弁明書の内容で請求者が納得すれば終了ですが、反論があれば反論書を請求者が作成し審査庁へ送付しますが、この期間は90日には含まれません。なお、区長部局及び教育委員会で審査請求に係る期間は概ね4か月以内に終了していると聞いております。
委員長	情報公開を担当している部署から案件が来るのですか。
次長	情報公開の部署から公開の請求が来て行政庁等が処分し処分内容に不服がある場合、審査請求を行うこととなりますが、審査請求は直接行政庁等に届きます。
委員長 職務代理	資料1の「個人情報に関する法律についての事務対応ガイド」に個人情報保護委員会事務局とありますが、個人情報保護委員会とは何ですか。
局長	個人情報保護委員会は国の機関で独立行政委員会です。
委員長	議案第7号は決定でよろしいでしょうか。
一同	異議なし
	<東京都知事選挙に関する日程について>
委員長	報告事項12-1について説明をお願いします。

局長	<p>都知事選挙までの委員に係る日程を示しており、4月については過去の定例会で示していますが5月から7月以降の日程も合わせて盛り込んでいます。5月の予定ですが、1日は定例会終了後、全選連東京都支部の総会があり委員長と事務局長が出席します。8日は定例会終了後、本区で特選連第4ブロックの総会・研修会があり全員出席となります。15日は定例会、翌週22日は11時から定例会があります。22日と23日は区議会臨時会が10時から予定されていて委員長が出席です。30日は全選連総会が文京シビックホールで予定されており委員全員が出席となります。6月の予定ですが、3日定例会を11時、区議会本会議が13時、警察署との打合せが13時30分、郵便事業者との打合せが15時となっています。4日は区議会本会議があり、午後、病院を含む指定施設の打合わせがあります。5日は区議会本会議と全委員出席の期日前投票管理者の打合せがあります。12日は定例会、翌週の18日火曜日の定例会はポスター掲示場設置場所を決定し告示をします。19日は選挙人名簿登録基準日で、臨時会で選挙人名簿登録に関する議案決定をします。20日は選挙の告示日で17時からの臨時会で氏名等掲示の掲載順序を定めるくじがあります。21日から期日前投票が始まり、26日の定例会は選挙関係の報告があります。7月ですが4日に期日前投票所の視察、17時からの定例会で開票立会人の議案の決定があります。6日は開票立会人の打合せ、20時から荻窪体育館で委員長立会いの期日前投票箱の受領があります。選挙終了後は通常の水曜10時開催となります。</p>
委員長	報告事項12-1についてよろしいでしょうか
一同	報告了承
	＜教育長の就任について＞
委員長	その他について説明をお願いします。
局長	教育委員会から委員長宛てに教育長の就任について通知がありました。就任日は令和6年4月1日で、これに伴い教育委員会の構成員も合わせて通知されています。
委員長	6月に任期を向かえる委員がいますが、議会で人事案件にかかりますね。その他について何かありますか。ないようなのでこれで令和6年第12回の定例会を閉会します。

回 議	局長	次長	主査	作成者	第12回定例会 令和6年4月3日分
					会議録が案を回議します。訂正があれば、指摘願います。 確定後は区公式HPへ掲載します。